



平成 29 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー ア ー ル イ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 亀 山 忠 秀
(証 券 コ ー ド 3458 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 永 浜 英 利
(TEL 03-5572-6600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 25 日開催の取締役会において、平成 29 年 10 月 27 日開催予定の第 9 期定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 代表取締役が複数となったため、これに対応し、株主総会及び取締役会の議長の決定に関する規定を変更するものであります。
- (2) その他、表記の統一を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 29 年 10 月 27 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 29 年 10 月 27 日

以上

【別紙】 変更の内容

変更部分には下線を付しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、予め取締役会において定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会において<u>予め</u>定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>予め取締役会において定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会において<u>予め</u>定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以上